夢物語

公儀ヲ国 先年此国人の心得違のあらまし 持たまふ夢物語トいへる書を借りもとめて見けるに、 道にたかへる事必ィ多キ也。爰に人の秘して 然ルに当国ハ古へより辺鄙の悲しきにハ、筆とる 人は、自然ト天道に叶へる故に禍ィハ来ルましき、神仏を信敬シ、仁義礼智信の五常を守らむ 親族眷属に 子孫の慎ミの為に、写取テ秘シ置者也。于時 記せしなり。 公儀重キお役人ゟ民間に至り、 ひとハまれにして、文盲無智の多キ故、 文化六巳ノ六月父三十七廻忌ニ当ル今日写之終ル。 の御掟ヲ守り、 一生を安穏ならしめ したしく、 前車の覆ルを見て後車の誡メにもと 我ヶ諸業ニ怠リなく内心ニは、都テ我より上たる人に粗略 むト思ハヾ、 我親族之事迄も 指月齋主人 良もすれは 第一奉重 なく 是ハ

夢物語 序

(出紙)

夢物語と号テ、九牛か一毛を書記而己。

夢物語と号テ、九牛か一毛を書記而己。

夢物語と号テ、九牛か一毛を書記而己。

夢物語と号テ、九牛か一毛を書記而己。

夢物語と号テ、九牛か一毛を書記而己。

夢物語と号テ、九牛か一毛を書記而己。

夢物語と号テ、九牛か一毛を書記而己。

夢物語と号テ、九牛か一毛を書記而己。

夢物語巻ノ壱 目録

- 、金森家御国替飛州御検地之事
- 一、飛州御高郡わけ之事
- 、御代官代々之事
- 、地役人方取替百姓疑心根さしの事
- 、御石代定直段願并新役之事
- 、山方之者国分寺ニ来ル事
- 、取次役蔵番郡中ゟ取上ル事
- 一、地役人方御理害之事
- 一、丸尾平八髪を剃ル事并毀方之事
- 一、町年寄宅折こわす事
- 、寄合之者国分寺引取并願之事
- 、郷切普請願之事
- 、打毀シ御吟味之事
- 一、古川町両寺宗論之事

Р 9

被仰付、 トなり、 大目附伊藤宗太夫、 惣奉行小原仁兵衛、 元禄七戌年当国御検地、 領シたまふ所、 州国主金森出雲守殿、 金森家御国替飛州御検地之事 関東御郡代、 則御検地御役人方大勢御越也。重立たる衆中性名 同年羽州神ノ山へ御国替、 大奉行野中市左衛門、 御検地奉行 伊奈半重郎殿御支配ニ相成ける。 濃州大垣城主戸田采女正殿へ 天正年中ゟ元禄五申年迄当一国ヲ 内藤九右衛門、 其後ハ一圓ニ御料所 同役辻又蔵 次田角左衛門 時に

P 1 0

鈴木与左衛門、 上田佐五右衛門、 中西彦左衛門、 山口弥左衛門、 元禄七戌同八亥両年ニ御検地相済ける也。 算者、 竿取等相添一組人数廿弐人以上拾組なり。 伴ノ五左衛門、 郷森兵左衛門、 石川新右衛門、 柴田平左衛門、 芝田市兵衛、 白井宗助、 山本茂兵衛、 森新五郎、 小林文左衛門、 岡本理兵衛、 御目付冨田仲右衛門、 早田弥左衛門、 右之外 川村孫兵衛 嶋木三五右衛門

一、高三万八千七百六拾四石四斗飛州御高郡わけ之事

金森家 御拝領高

P 1 1

九千弐百廿四石三斗三升壱合 益田郡 九 九郷郷

内 壱万弐千三百拾弐石弐升八合 大野郡

壱万七千弐百廿八石四斗壱合 吉城郡 六郷

高六万四百廿三石六斗五升壱合 御同家領之内 御内高

内 壱万千弐百廿八石壱斗八升七合 大野郡 益田郡 九郷 九郷

弐万九千三百五拾五石三斗六升 壱万九千八百四拾石壱斗四合 吉城郡

元禄年中

高四万四千四百六拾九石弐斗壱升九合 大垣御検地高

1 2

七千七百四拾五石六斗八升八合 益田郡

内 壱万七千百六拾六石五斗三升五合 壱万九千五百五拾六石九斗九升六合 吉城郡 大野郡 六郷 九 九 郷 郷

3

代官代々之事

抑大原彦四郎殿御支配之時にあたって一国徒党強訴 御子息長谷川庄五郎殿、 伊奈半左衛門殿、 巳年ゟ布施弥市郎殿、 延三午年ゟ柴村藤右衛門殿、宝暦六子年ゟ上倉彦左衛門殿、 亀田三郎兵衛殿、 当国御支配元禄五甲年ゟ伊奈半十郎殿、 同九辰年より長谷川庄五郎殿、 正徳五未年ゟ森山又左衛門殿、 明和三戌年ゟ大原彦四郎殿御支配也。 延享二丑年ゟ幸田善大夫殿、 同拾丑年より 享保六丑年ゟ 同拾三申年ゟ 同 +

P 1 4

種甠ニとハなれり、恐るへし、慎ムへし道理を顧ル事あたわす、終にハ身を亡し家を亡ス 逃散の御制法ニ背キ隣国迄の騒キに成行事、 国民愚昧よりおこれり。 甠ニとハなれり、 恐るへし、 愚昧なる故に疑心ふかく 是全ク

けれとも、 勤られし人 当国御料所に成りてより御支配ハ時々替らせられ 地役人方所替百姓疑心根さしの事 々にて御 地役人八拾余人ハ替リたまわす、是ハ金森家に 国替之節 暇ヲ取、 高山 町に居住

1 5

りける、 代官伊奈半十郎殿、 国の 振合御聞合せ有ら

国の大変出来 仰達ける故、 ために召抱たもふと聞 在来の趣国柄人気の振分迄、時の御支配へ被 しける事恐多クも当 国政正しく静謐に治りける所、 へける、 右数年来、 此時に当テ 勤切 \mathcal{O} 人 Þ 往古

御代官所と百姓共之前業のなセる所か、 事に深ク疑心をふくミける。 地役人嶋田小兵衛、 山内今右衛門、 其疑心の根さし、左のことし。 安江信右衛門、鈴木唯七、 被仰出ける程 \mathcal{O}

1 6

這々其場をにげ去られし故、事ハおこらさりし、 なるおミあしなりと云侭、既に伐らむと仕たまいける。 御代頃ハ、 御支配御手代方も心をおき給ふ程也。先年上倉殿山崎与三郎、川上太兵衛、此人々ハ才智芸能人に の振合の事其節 をあぶりたまいける。 居たもふに御手代結城永介、立ちなから其火鉢にて足 極月上旬、右の衆中御用場の火鉢にあたり にてハ度々有之。 嶋田氏刀おつ取、其元の御足ハ見事 此六人の人々摂州 ハ才智芸能人にす 是等 くれ 永介ハ

1 7

なかりしなり。兵庫西ノ宮へ御 候得者、 当国御年貢米、 毎年十月丑ノ日ニ御蔵初の定例也。然ルに当御支 分十月五日ニ納初、 配丑年ゟ、 損等の年柄、 村方ニ応し被仰付けるも、 八月二初納金高先納被仰付、 へ御所替被仰付けるをおしまぬ 御上米不出来之村々、 凡三分金納、七分米納也。金納 翌二月迄四度ニ皆済ス。 向後増金納 増金納願出 又凶年 者 米納 \mathcal{O} ハ は

1 8

且又、 飛州御用木御救山稼、五ヶ年之内御休山被仰付 被仰付間敷段、 難義之趣、 ける趣にて、 戸表御蔵へ直納ニ被仰付、尤是ハ山国にて運送ヲ 被仰付来りける所、是も御引上ヶニ成けるよし、 々相聞ける、 御元伐場所四十余ヶ村へ御救米八千俵、 郡中より願ける所、 御 廻米 猶又、当国御年貢米之内三千石、 先達而被仰渡有之ける。 ハやみにける。 江戸表ニ而御聞済有 高山二ノ町 其節 IJ 丸屋平八

Р 1 9

百姓惣代 1 な り、 福 嶋屋五右衛門、 Ш 上斎右衛門、 屋貝

免之願 かさま深キエミある事ならむと、 々疑心を起しける。 兀 江戸 いたしけるに、今、 役判にて飛州御年貢米三千石、 御奉行所へ願出ける也。 丸屋が直納致度との願 郡中にてハ先達而 郡中百姓共不審に思ひ 直納仕 ハ 直納

仰付、 高山町有徳の町人共へ弐千両三千両ツ、度々御用金被 猶又町方在方へ拾ヶ条新役被仰渡ける。

P 2 0

先例無之事也。 御上下被下置、 御上下被下置、有徳の国中重立たる名主并高 町人共へハ御出入被仰付ける。山町年寄へ御代官所ノ御紋付、 是等 */*\

為二相成へし。尤江戸へ申立候ニハ金三千両程も入計候間、米壱俵ニ付銀拾七匁位定直段ニ願候ハヽ、 御年貢石代直段ハ、隣国五ヶ所御聞合ヲ以、 江戸表ゟ御糺シ有之ハ、百姓難義之筋ニ可成行哉、 極リける所に、 尤江戸へ申立候ニハ金三千両程も入用 今度被仰渡けるハ、 当国石代直段、 年々直段 難 畢竟 国中

2

ける也。 可懸間、 町在ともとくと相談いたし、 願出可申段被仰

御支配様ハ金がほしき故。いろくエミ出し被仰渡ル也。之事、差当テ難義の次第多けれハ、兎角に今度之右ケ条之内、郡中為ニ成事も可有之なれ共、何れ新仰 表よりの仰付にて ハ有間敷候。 疑心のミ弥増ける。 江戸

和八年卯ノ十二月三日国中名主組石代直段并新役被仰渡之事 頭、 高 Щ 御役所 \sim 被召出

2 2

申聞セ、 申立 におゐて、 聞ケ、追而 定直段ニ願候 有之ハ如何可相成哉、 五ヶ所聞合ヲ以年々直段極リけれ共、此以後御糺シ等 仰聞ける 候ニハ金三千両程も入用懸リ可申也。 其上御願可申上と、 新役拾ヶ条被仰付之趣ヲ、 いなや可申 ハヽ百姓為ニも相成へし。尤、 当国御年貢石代直段之義、 難斗間、米壱俵ニ付銀拾七匁位 上旨被仰渡ける。 しらすを立出ける所、 取次三人より申 名主共奉畏、 名主共奉畏、小前へも小前百姓共へも申 是迄 此段江戸 ハ隣国 取次会所 シ

いたしけれ共、まちくにて決し兼ける故、頭ハ町会所において相談ス。郡中名主組頭ける。高山町年寄組頭へも同様被仰渡ける る。 極メ御答可申上候。 いて相談ス。郡中名主組頭ハ最寄宿々にて相談 夫より国分寺を頼ミ郡中悉ク寄合ける。 同様被仰渡ける也。 兎角、 仍而高 郡中一烈二而 山年寄組 相 談

方之者共国分寺に来ル

けるハ、 坂 用木山方、 郷湯屋村 今度山方御休山ニ付山方之村々一同難義ニ及ひ、 益田郡阿多野郷大古井村 長三郎、 其外共、 国分寺寄合の 伝重郎 場に来り申出し 中ノ宿村 江戸 磯右

P 2 4

此義、 役印ハ同町組頭福嶋屋五右衛門、 米三千石直納仕度ト願出候義、 御奉行所へ御嘆キ可申立手懸りもと、 権四郎ト相聞候。 申候。其謂ハ、 山二ノ町、 相違有之間敷候。 此分直納ニ仕度と江戸表へ申候手段と推量致シ候。 丸屋平八、飛州百姓惣代之趣ヲ以、 山方御拝借三千石御休山ニ付てハ、 今度、 兼而、 山方御休山も元来ハ彼等がエミと相見へ 無紛、 郡中より八直納御免 町年寄川上斎右衛門、屋貝屋 とく承り届ヶ参候。 出府いたし聞合セ候所 当国御年貢 不用ニ成 \mathcal{O} 願 7 右 n

P 2 5

けれハ、郡中之者共も腹を立テ、丸屋め其分ニてハ差差出置候を乍存、不届成ル致方なりと大キに憤り申シ たしと、我も我もに怒りの のじりける。 差置き

取次蔵番郡中ゟ取上ル事

廻文を遣シける故、 1分寺寄合、 になり、様々不法之事共申出シ、 つまり居けれとも、 明和八卯十二月十一日ゟ始リ、 次第二大勢ニ相成ける。 兼而、被仰渡候定直段の相談 いまた不参の村々へ 地方山方共大勢ィ ル に古川町方 ハ余 ハ数通

P 2 6

取次なとも、 百姓、次第ニ困窮ニ及ひけれ 八賀町方村次兵衛等ハ 村名主善左衛門、 也。 の役人のやうに心得、 蔵番共も同様にて、 大切 成上 百姓方ゟ給米差出シ置けれ共、 谷村右衛門四郎、 米ヲ捨させ いまた出さりける。 御上ノ気ニ入百姓ヲ蔑ニ取 ハ、 御年貢の時ハ上戸の竹 7 可成たけハ験約可致なり。 己が 杉崎村伊右衛門、 此節にて 郡中評定之趣ハ、石衛門、大村万助、 λ ハ 近年 大沼村久左衛門

はからひ候義、言語道断不埒者共也。向後、給米差

2 7

追而、 隣国五ヶ所、聞合ニ而、之者共へ申聞ヶけれハ、 沢右衛門被仰聞けるハ、 皆済目録、 たる名主百姓共、 ス 間敷段、 御下知次第願之通リ可申付旨、被仰聞ける。 寄合ノ場ニ居合の名主百姓罷出、 返金等いまた不被下、寄合の場より人ヲ 国分寺ニ立帰リ、右被仰渡之趣ヲ郡中 大勢之者共大キに怒り、御直段之事 毎年十一月二相極ルと聞及ふ也。 江戸表ニ而、 以申達 置、此段御願可申と願書 直段御取しらべ相済不申間 シ け 御願申上ける。 猶又、 御願ニ罷出テ 去寅 御本 ・〆茂木 */*\

P 2 8

次兵衛、 久々野、 近在迄も響キ渡リ前代未聞の事共也。大沼村久左衛門、 を焚、大勢思ひん 置かたしと、又、 今に取しらべ済ぬとハ、 こわすへき評定也。 古川町善左衛門等ヲ始、 阿多野、 追々に相集リ、幾千人共数不知、 所々へ廻文差出シける。 、におめきののしる声、高山町ハ勿論 甚心得かたき仰也。 此場へ不罷出名主共ハ悉ク打 。依之、 其分にてハ差 川上、 所々篝リ 奥小鳥、 町方村 白川

地役人方寄合之者共へ御理解之事

29

の次第成へし、こご公儀へ対し、こ ばかり御役所へ願出可申処ニ、ケ様ニ大勢集リ居候ハ 御越あり、 斯而、 松井忠蔵、 次左衛門、沢田傳兵衛、田宮祐 出来すへきも難計と高山地役人、上村藤介、 国分寺寄合、日をおつて大勢ニ成 岩水友右衛門、 各被仰聞けるハ、郡中願之筋等有之ハ、 重き御法度筋に相当リ、 早々此場を引去リ願之筋 田近孫蔵、直井兵左衛門、右拾弐人、 七、小池佐右衛門、山田喜左衛門、 畢竟、 リ、 ハ静ニ相願 吉住善右衛門、 如何様の狼藉 其方共難義 書付を以村役人 可申 高木 国分寺 土屋平右衛門

3

廿日 地役: 百姓共申けるハ、 目録返金共、 切ニ可下置ル 人方御思案之上、 被仰聞ける、 方を十重廿 廿日切ニ被下 趣の御墨付 左様二被仰候ばかりにて、心済不仕、 百姓 重二取まき 伸上候 廿日 ·置候 切二返金差出可申段被仰聞ける V ハ昨日 ただきたしと、大勢之者共 ハ 口々におめきけ 1引去リ可申と口を揃 御願申上候通リ、 ħ 人方も 寅ノ皆済 弥 へ申上ける。 Þ

矢立 不届 手に被思召けれ共、 の筆にて一札認 メ、 あら立 相渡シ其場を遁れ帰られける。 てハ如何之思召、 のそミに任

1 1

深キエミ有之義と相見へたり、早々此場へ丸屋を差出 偽り、三千石直納之願、江戸 百姓取りまき居候而申出シけるハ、此度二ノ町丸屋平八、 被下度趣申越ける、 有之ける所、 町年寄組頭中ハ 丸屋平八髪を 無左内 国分寺寄合の場ゟ高山組頭衆 ハ各方も此場を為去申間敷と傍若無人 刺 町組頭 ル事弁 町会所ニ寄合、 ハ何心なく五六人国分寺 毀シ方之事 御奉行所へ差出シ候、 定直 中之内、 願筋等 \mathcal{O} へ出ける所、 両三人御越 [シ可被 かさまに 郡中百姓惣代と

P 3 2

頼まれ 行、鍛冶橋の下にて髪を刺リ、新町の番太を呼寄セ郡中の者の餓命に及ふ事を工ムやつかなと、手取足取引立 役判の外仲間ハ無之よしを申ける、 けれ 丸屋 ニ申ける、 大勢立懸り、 鍛冶 ハ、 ハ法花寺辺リ隠れ居けるを尋出し、国分寺へ連行きける、依之、組頭中ゟ丸屋親類を呼寄セ、此段申渡 て江戸表 郡中之者共丸屋を取まき、 といけれ くの願出 侯哉、定而 ハ屋貝権四郎 仲間も可有之、有躰に可申と ・川上斉右衛門・福嶋屋五右衛門 百姓共口々に、 御廻米直納之事、 国分寺へ連行き おのれ 誰に シ は け

3 3

先手の者共、 さりける、 悟にてありけれ 見るより薬師堂の下 大勢押寄、表口より散々に 百姓共ハ内々しめ 入テさかし出 ケける福嶋屋清左衛門 ょ シ、 丸屋宅を悉ク打破 り一むれ ハ ハ、すハ、 し合置けるや、 様々ニ悪口を云イ、其上、国分寺の住持 -へ隠れける所、 おそひ来リ土蔵を目かけ打ちこわす 打こわしといふやいな、 打こわす、家内之者ハ兼而覚 リ、 十四日夜四ツ時、 一所ニ呼寄せけるに丸屋 又福嶋屋 大勢之者共、見付、 へ押懸ケ喚キ 丸屋平 ミな、 竹竿を -八宅江 ば の躰 らばらと遁ヶ を け る、

3

きりさき踏くたき目もあてられ 諸道具・ を立ならべ、 7 衣類 打毀 越有 ベハいふに スシける、 IJ, 大横 御咤 町に控 およばす の挨拶あ 福嶋屋ハ油断に 1へ給ふ御: りけ ぬ次第なり、 立具・畳に至ル れとも、 て、 坊輪番法花寺役僧 かた付等も致さざれ 御手代、 Þ 不聞 まて或ハ 地役人 入 木地

引しりそきたまいける、百姓共ハ両家共存分に打こわし荷物をきりほとき、用捨もなく打つけけれハ不及力、各 夜もふけけれ . 八、 旅宿々々へ立帰リ ける 各々

3 5

替リヲ 御救臨時御置 尾張辺ニ而買取、舟ニておくり江戸御蔵詰いたし、 聞済ニ相成候也、然ニ丸屋平八米壱粒上納せぬ 心得かたき次第也、察する所、 身柄にて、三千石直納の願ニ江戸表迄も罷出ける段 今度江戸直納米之儀、 中之者憤り申しけるハ 百姓共推量之事 ハ高山御蔵米ニ而請取、其外、 米等之類イ、右三千石の 郡 中ゟハ御免之願奉差上 直納の米ハ越中辺又者 名代にて 山方百姓方 野人の 悉り 其

P 3 6

右の狼藉ヲ働きしと聞へけるたり、諸人の難義を顧ぬ不届キのエミと人々憤リ自分方へ請取、〆売ニ致し高利を貧ル手段と相見へ

3 7

福嶋屋 御上より被仰出候新役十ヶ条都テ百姓共願之節御代官様 名主共申上けるハ御苦労の御来駕千万難有奉存候、 御寺法印ニ種々談せられ、 とも腹を立小前之者共へ相談もなく名主中我侭 江御達シ被下置候ハヽ右一件之義ハ御任セ可申上ト答け 十五日九ツ時御輪番寺 年寄宅打こわす事 へ郡中の衆中憤リ之段拙僧申預リ度ト 中 八ヶ寺御 其上郡中へ被仰ける 共にて国分寺 頻ニ被仰入ける \mathcal{O} ハ町年寄両家幷 計 へ御 今度 71 越あ る、 ŋ 然所表 二聞

居ル

P 3 8

次第 けれ 御輪番ハ所詮力ニ不及と急キ帰寺仕たまひける、 頃より古川収納組之百姓共追々に馳来リ右の人数に と大勢土足ニて寺中へ欠ヶ込ミ狼 も宿 は国分寺 之内気かさの者共打ちゃら、1)…へ帰りしと心得、名主組頭も銘々旅宿ニ帰りける、へ帰りしと心得、名主組頭も銘々旅宿ニ帰りける故 の門内錐を立へき透間もなく夥敷き 発籍にも 可及 なれは 然処同日 くわ \angle V) 七 ツ

川上斉衛門宅 屋貝権四郎宅を散々に打破りける頃は

3

老若はしりあ 極月 打こわすよし兼而 屋庄兵衛と云、番太 吟味いたさせけるに谷村右衛門四郎弟也、 を毀ス人数之内に から高手小手に \sim す、 十五 傍若無人の狼藉 いつまり見物 いま 聞 て鰤壱本盗取けるを見附、番太ニ云付 こしめて へけれハ南部やにも道具等かた付居ハ縄付先ニ立向町へ行けるに町組頭 くさ ス、 ハうたてか 町宿を尋けるに宿ハ向町南部 打こわ IJ ロ昼のことくなれ りける次第なり、 鰤を其侭せを の憂も 川上屋 貴賤 N \$ わ せな

4

来ル家内大キに驚て、すハ打こわしか来ル然処へ盗人ヲ引立大勢の見物にて南部屋ハ ハ是かあれか ハと取も \mathcal{O} も取み

権六なりとて三番町 \sim す 散り 々ににけさりける、 ^ 引返ス見苦シ 又吟味いたしけれ か ŋ 有様なり ハ 宿 ハ 永坂

国分寺引取幷歎キ願之事

+

引とらせ、 町方村名主次兵衛も此 同廿六日国分寺法 此段御役所へも申上られける四分寺法印居合の名主共へ申談 節 へも申上られける、 ハ罷出ける、 古川 シ、 寄合之者不残

4 1

御室 廊下 置けれ共、子細あって引とらセ門戸をとぢ置候ニ、 飯山寺住持、 兵十郎ニ旅宿 杉崎村名主伊右衛門、 もなく乱入之段、 大勢来リ、 にて善左衛門を取て引伏せ、 へ可申立と、 四人之名主を無二無三ニ引立、 立出申されけるハ、 して居ける所、古川郷 顔色替で 不埒千万也、此上 大村名主万 被 伸け 頭ヲ剃ら れ 昨日迄ハ郡中へ寺を借 介 小嶋小鷹利之百姓共 谷村名主右衛門四郎 むとせしなり、 国分寺へ連れ行 姓 案内 Щ 片原町

P 4 2

たる出家、せいハ六色有余にて、八尺、壱人ににけける事、後々評判ありける如何思ひけん、我先にとにけうせける、 ことくな なる両眼ニ而にらみいハ六色有余にて、 にらみた けうせける、 八尺は もふ ハ其節 の其形相、身はかりの鉄の鉄のはかりの鉄のはかりの鉄の 数百 人 の者共飯 \sim \mathcal{O} を持テ 罷 毛 出事 ょ

寄合兼而 るらむと人 の遅参を憤 つて恐ろしく如 可示合一条ハ余所になし、不法之事共多か りろうセキに及ひしと聞へける、 々申合ける也、彼地の百姓共ハ寄合の場へ名主 何様是ハ不動明王の出現に てや 偖 国分寺 りける

43

然処、 代連印いたしける文言左のことし 御上様へ御歎キ可申立旨ニ一統シ、 重立たる名主共追々に出会シ、 郡中〆り方一札認、 今度郡中難渋之筋 名主百姓

上候事 申上候様被為が仰付候得共、右定直段御願申上候ニハ此度御石代直段之儀、米一俵ニ付銀十七匁位、定直段 差出シ候義、 相懸リ侯様仰聞侯、 迷惑二奉存候得者、 左候而ハ困窮之百姓此節入用割符 定直段之儀 ハ御 断可申 |段二御願 多分入用

44

一新御役之儀、 是又、 何分御断申上度候事 被仰出奉承知候得共、 困窮之時節ニ候得者

者へ恨ヶ間敷義決而申出間敷候、 候義堅く仕間敷候、若願筋御聞済無之候共惣代罷出候 村高ニ割合無故障差出シ可申侯、 右両様之儀以書付 一組において名主百姓代壱両人宛罷出可申候、 和 八年卯 ノ十二月 御断可奉申上候、併右御願之節者 三郡 為其定ノ一札依如 尤右願ニ付入用之儀者 願ノ村々 百姓大勢罷出 件

名主百姓代 印

45

如斯示合願書相認御役所へ奉差上ける文言ニ曰く

乍恐以書附奉願上候御事

- 当国之儀、元禄年中御上知以来御手入無之、 此度新御役拾ヶ条被為仰付候内、 に 等迄、可成たけ御減シ可被下置段難有奉存候事 表ゟ新規御運上其外納物相増可申旨、 表替等五ヶ年ヶ間御差止メ被遊、 かきらす御私領共一同之事之由承知依之 其外御用廻状持送リ 御陣屋修復畳 尤御料所 依之江戸
- P 4

余之処、 乍恐奉願上候 御手入ニ付御 **ハ**、 先年御 高六千余石相増、当時御高四万四千石御地頭様之節ハ御高三万八千石

より格別ニ相増、国中難義仕罷在候御義ニ候得者、御取箇四分余相増、其外御運上御役筋之品も古来イ

此上新規御運上之儀、御免被成下候様奉願上候事

百姓相続 相続難仕ニ付、 山方村々之儀田畑少ク人多ニ御座候故、 仕候、 前々ゟ御用木稼被仰付、 勿論外村々ニ而 右助成ヲ以 し川下 田畑之影ばかりニ而 ァ ケ 等 日 雇 ハ

P 4

御元伐被仰付被下置度、奉願上候事 被仰付候ニ付、一同難義ニ及ひ申候、 二罷出候故 山方ト 八乍申国中之潤二罷成候処、 厚キ御慈悲を以 此節 御 山

- 一、今度被為仰聞候御石代定直段之儀、米一俵二付
- 先達而、 銀拾五匁位ィ御定被下置候様、国中一同奉願上候事 成下候様奉願上候、且又、国中余荷御普請之儀、是迄ゟ 人足減ジ候様、 取次之者共ゟ奉承知候新御役之儀、 御取斗ひ可被為下旨、 難有奉存候 御免被為

P 4 8

奉存候事
此段ハ郡中之者共存寄も御座候得者、追而御願申上度

仰付被下置候ハヽ、大小之百姓一同難有仕合ニ奉存候、 右之条々厚き御慈悲ヲ以、 明和八年卯十二月 被為聞召訳願之通被 以上

三郡村々

名 主 印

卢山

御役所

1

七百文懸リける也、 を呼寄貴殿ハ郡中寄合の座ゟ直ニ御役所へ上リ もれ米等猥ニ致間敷段申渡シ其上花里村利平次 郡中ゟ御蔵番を呼寄御年貢之節上戸の穴ふさき 十二月十 申しけるを灘郷中のもらひにて相済ける斯而郡中寄合も の趣を申上られ候間名主仲間はぶき可申由郡中より 前件願書御代官様御上覧御聞済有之趣也、 一日ゟ始リ同廿日ニあらあら納リ前後入用四拾弐貫 同 廿 一日 町 年寄両家丸屋福嶋屋御見 同 相談 日

P 5 0

分之上ニ而 取 カン た付致度願 出 け る見分ニ不及こわし候道具

くれ行又明和九ノ春トハ成にける町年寄屋貝川上出勤無之かゝるさわかしき年も帳面ニ記シ置後日吟味之節可差出旨被仰渡ける也

郷切普請願之事

稲荷宮 壱町程の内ニ集リ何万居るとも数しれす又稲荷 之極月中旬 ニ泊リけるが一本杉白山宮ニ泊リ替へ其辺 より当辰 ノ春に至リ烏集リ 御 陣 屋 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 地

P 5 1

を以申越ける、依之大野吉城二郡連印ヲ以奉願上ル 有之郷切願の仲間ニハ不相成段宮田村佐平次ト云者 番太二預ヶ置ける丸屋平八病気にて居宅へ罷帰リ 思ひける也、 国中余荷御普請之儀向後郷切ニ被仰付度趣願出ける 杉の木根ゟ上へさけ 尤右之段益田郡へ茂申達シける益田郡にてハ外ニ存寄リ 同廿五日被召出手鎖町内預ヶニ被仰付ける、 時二明和九辰二月廿三日去ル 登リける是等甚多珍事也とあ 卯ノ十二月百 同日 やし 郡 中名主共 4 1姓共ゟ

P 5 2

乍恐書付ヲ以奉願候

相談之上御願奉申上度是迄之余荷場所郷々へ普請ニ仕可宜哉之旨被為仰渡候ニ付此度郡中国中余荷御普請之儀減ジ方仕方御考被遊郷中 国中余荷御普請之儀減ジ方仕方御考被遊郷 不顧恐多茂御免御願奉差上候処、 候様被為仰付候所近年百姓困窮仕罷在候始末 以願之通御聞済被下置千万難有奉存候 大野郡吉城郡百姓一同奉願上候去冬拾ヶ条御新役 厚キ御慈悲ヲ

P 5 3

奉願上候を願上候の後郡中ト引分ケ六郷切ニ而勤候様被成下度を極ニ奉存候依之御願奉申上候ハ右六郷普請方下原郷馬瀬郷右六郷ハ不承知ニ付相談相決不申迷惑下原郷馬瀬郷右六郷ハ不承知ニ付相談相決不申迷惑申遣シ候処益田郡之内萩原郷上呂郷中呂郷下呂郷

候節ハ先年之通リ御公儀様御普請ニ被仰付被下置仕度奉存候然共郷切之手ニ不及程々之大破等出来仕、右普請方儀今度打寄内談仕候処弥郷切普請ニ

P

5

明和九辰三月 郡中村々 郡中村々 右願之通御聞済被下置候ハヽ郡中一同難有奉存候以上出情仕丈夫ニ普請仕度奉存候間厚キ御勘弁ヲ以 と上是迄之通木道具被仰付被下置郷切ニ而何分 候様奉願上候尤郷々普請場所之儀ハ御願申上御見分

名主百姓代

高山

印

御役所

右之通リ郡中名主百姓代連印ヲ以御願差上ヶける所御糺之上

P 5 5

町方村又左衛門等筆ヲ取相認ける文言ニ日 無之様連印定書可致置と古川町方村名主善左衛門八賀 御上様へ対シ村役人共申訳ヶ無之間向後右躰不法之儀 卯十二月国分寺寄合之ことく不法之振廻ィ有之候て者 御聞済二可成趣也郡中名主共難有奉存猶又相談之上去 去冬中郡中小百姓共高山町国分寺へ相集ィ不法之儀 有之条二付今度御吟味二御座候右之始末郡中名主共 々小前 へ申付等不行届と御察当有之候而も ル

5 6

御役所へ御訴可申上事 堅出間敷候若定相背キ罷出候者有之ハ直ニ脚等遣シ候ハム罷出可申候其外ゟ差出し候廻文ハエミ事ト 間敷尤郷切ニ頭相立其当番の頭方ゟ廻文或 毛頭申訳ヶ有之間敷候然ハ此以 心得違之者有之候而廻文等まハし候共決而請合申 後高 山町其外村 ハ飛 Þ

前文之通郷切ニ頭立置候而茂数年相立置候而 工ミ出シ可申も難計事ニ候得者是又年々頭役相立替 ハ如 如何様之

P 5 7

可申事

此後何事によらす郡中打寄候義差止メ可申義ニ候 品ニより寄合候ハて不叶義も可有之候左候時ハ 示合其上寄合所を定壱郷ゟ名主組頭百姓代五六 荷察歟 一郷切ニて 八へ共

能出我雑之儀無之しつかに談ジ合可申候尤郷々ゟ出候

、去冬中騒動ヶ間敷義有之尤此段ハ百姓町家の内出シ小百姓へも相談ニ及ひ候上ニ而差出可申事名主組頭百姓代等之儀ハ平生うらひら無之者をゑり

P 5 8

之むろく門屋風情之者ニも心立宜敷者も有之義ニ 村々にて御田地家蔵所持いたし候者ニも平生心立 尤去冬被仰付候御新役等之儀 御上様へご苦労不奉申上様相互に心懸ヶ可申事 候得者幾重も御歎キ可申上事ニ候得共都テハ 何事によらす私之取計ひ不相成段常々 元来土も木も一国を被 ハ乍申 公儀様 知召候御支配様之 \sim シ 甚タ奉恐候 ハ格別百姓難義之筋 相心得可申事二候 御計 御 S = 二候 御 座候 = ~ >

P 5 9

尊ミ親に孝行 候得者大切なる示合等ニ差出候節ハ分限によらす仏 人ヲ差出 シ可申事 郷中村内 12 てもうしろゆ Ű さ \geq れ 不申

ハ此度 御上様ゟ御察当有之候而も申分ヶ有之間敷存候事 動ヶ間敷義出来候も秘事宗門ニかたより候義と 糺も有之候節ニ候得者去冬中高 飛州之儀 郷切ニ而名主共一同心ヲ合相定候条此上何 ハ浄土真宗多ク近年正 不正之筋も有之本 山町幷郡中打寄候而 事 寺 = 騒 ゟ

P 6 0

よらす 相互ニ心ヲ付合前条之趣急度相守可申候若相背候者有之 判定一札依 **/**\ 1郷中郡 上 如件 様 中の仲間を除き其上御注進可申上候為後日 〈奉恐郡中難義ニ相成候筋決而無之様郷 名主中 々

明和九年辰三月十一日

名主組頭百姓代印 飛州三郡拾八郷村々

御役所 去卯十二月打こわ 打ち毀シ御吟 \sim 郡中 村々 味之事 町方共被召出被仰聞之趣 し御吟味当辰三月五日ゟ始 ハ 去卯 リ高 ノ Ш /十二月

6 1

国分寺ニ大勢集リ種々不法働キ別而通年被仰出候 制 札之表ニ相背候条重々不届至極と厳重 三被仰聞 新 け る

日々夥敷次第也中ニ茂頭取躰之人々ハ入牢手鎖被仰付西部や庄右衛門向町地善右衛門川原町伝重郎其外町在被召出ける人々 日々夥敷次第也 三日町村名主孫右衛門同村惣七 小坂郷湯屋村長三郎広瀬町村名主惣四郎宮村名主九郎右衛門川上郷右御召出シ重立たる者共ニハ阿多野郷大古井村伝重郎中ノ宿村磯右衛門 小八賀町方村又左衛門桐山村助蔵高 日 山若達町仙介鋳かけ喜三郎 町村名主久右衛門牧ヶ洞村名主久右衛門

P 6 2

同年六月廿日暮方ゟ夕立雨しきりに降り国中川々出水別而入牢其外町預り村預拾五六人有之余ハ御免帰村被仰付ける大古井村伝重郎仲宿村磯右衛門湯屋村長三郎廣瀬村宗四郎 目もあてられぬ次第也如斯厳重之御吟味罪の御召出シの度毎角責火責之くるしみさけびか 敷是又希代の大変也 村々にて民家田畑つき埋或 田郡所々山ぬけ宮田羽根西上田 ハ大川 | 〜押出シ横死之者夥|| 少ケ野三原森村小川 が軽重相分 なしむ有様 此

P63~64 略

P65,66 は原本に無し

夢物語 巻ノコ

P 6 7

夢物語巻ノ二目録

- 、地改被仰渡花里村御縄初之事
- 、御役人方村々地所内糺之事

の事

- 、公木寸寄合之事、宮村内改幷冥加銭の
- 、松木村寄合之事
- 、諸勧進断之事
- 一、新町川原寄合之事
- 、御添簡願幷大垣行之事

P 6 8

- 、妹尾順兵衛江戸発足之事
- 、百姓大垣出訴之事
- 一、大垣ゟ飛州へ飛脚幷江戸表御届ヶ之事
- 一、願ニ不加村々之事
- 一、古川収納組ニ而願不加名主之事
- 一、御奉行所ゟ御刺紙至来之事
- 一、御召之者共発足之事
- 一、江戸表ゟ被仰渡之事

6 9

相済村々へ帰リ御差図之通リ也―バーフ、「神改ヲ可請段被仰渡ける郡中名主共一同奉畏御請印御改ヲ可請段被仰渡ける郡中名主共一同奉畏御請印 之地茂可有之ニ付今度御勘定所ゟ御地改被仰付近 以後八拾余ヶ年御手入も無之新田或者切添立出畑 々御役人様御越被成候間村々田畑地引絵図小前帳認差上 付少々加免被仰付同被仰渡之趣ハ当国之儀御検地 安永二巳ノ二月国中名主組頭 地改被仰渡幷花里村御縄初之事 御役所へ被召出御 定免切替 田 成等

7 0

御着宿有り同十八日灘郷花里村御縄初メなり近在村々瀧又右衛門殿御普請方内藤浅次郎殿今井勘助殿高山町 掛リける同三月十 之者共も罷出 地改之躰を見けるに田畑 日 地改御奉行御勘定方水谷祖右衛門殿同 \mathcal{O} 四角に境

百姓共か 違目の所に大工かねを当て見を立同四はうに梵天を立 間数ヲ改て帳面に かる微細 記 の御改にて尺寸の所迄余歩になりてハ記ス如斯一縄毎御改也此躰を見ける ひすみを直シ竿取の役人」ル是ゟ十文字に縄をはり り縄 \mathcal{O}

微細に御縄被入其上惣百姓呼出し被仰聞ける 善三郎方に数日御逗留あり扨当村も花里村同様 地役人古田騨四郎山田喜左衛門三枝郷下切村始にて名主 行末百姓立行 にて三枝郷より川上郷へ御廻村の人々に 閏三月中旬御手代地役人方郷村御 度当村 御役人方村 地所内検致し試 々地所内糺之事 ルに甚地広也縄毎に 中一同に申合け デ 廻 リ 地 所内糺有之趣 ハ御手代妹尾順兵衛 ハ

2

弐割三割、 中に ハ 五割 に及ふも有なり、 江戸御役人方

改を請候 ハン、 格別御高も増、 其上多分費 へも懸り

可 申、 今度大積リを以、 村高に三割増位、 先達而で 願出 候 ハ

村方勝手の筋にもなるへし、 頭方得心ならハ、 宜しく

申立 呉る へしと被二仰聞」ける、 百姓共も三割増 杯とハ

思ひも寄らぬ事也、 殊に最初にて外村の様子も知れ

され ハ、 暫ク御延引可」被」下と断リけれとも、 立テ御理解

渋々に御請を申しぶしぶ しける也、

有」之故、 それより中切村江

御移リ有リ、 下切村同様地 所御改之上、 割増之趣被

P 7 3

聞」けれ共、 兼而 村中示合置けれハ、 御延引被」下度段、 相断

不承知の趣なれハ、 á, 都而って 上切村 割増の事も 赤保木村 • 不」被二仰出」そこそこにし 川上郷内御 廻ぃ 村_ん 有」之けれ共、 7 頭方

足立忠次右衛門・吉村助右衛門也、 御帰リなり、 大 八賀 郷より小八賀郷へはちが 大八賀郷松本村始メ同村改済、 ハ御手代大山弥助、 地役人 直二

三福寺村へ御越し七蔵宅へ入たまひけるに、 当村 兼而 示合せ

居けれハ、百姓大勢集リ中にも百姓七蔵・半兵衛等ロヲ揃へ

P 7 4

前にて、 申上けるハ今度地所御内改之儀、 百姓共甚事多ク日をかすえて働ク時節ニ候得者、 奉:|承知|候得共、 此節植付

御案内等も難」仕、 仍而 唯今御内改之儀ハ御延引可」被;|下置」追而ょって

けれとも其侭にして名主方へ御越あり、 得不」仕と憚なく申上けれハ、 御奉行様御改之節逐一御案内仕可」申候、 御役人方も慮外なる申方と思シ 一同呼出シ数々に 猶又御宿之儀者

御理解 仰 聞 られけれ共 重立 ける者共得心不」致、ホホセヤセカ 夫より

居合 い_{あわせ} の軽キ者に案内為」致そこそこに改て、 松木村漆垣

方へ申上ける故、 済ける也、今度、 内村へ入たまふ、 宮村内改幷冥加銭之事 一旦ハ諸人ほめけれとも後の難儀とハ成行ける 七蔵・半兵衛存寄の次第を遠慮なく御役人何れの村々もふしやうふしやうの案内にて内改メ

御手代青木儀兵衛、 地役人田宮祐七・ 市村又五郎、 右ハ久 Þ

内為」致、 御廻 村宮村始メ也、 御縄入有」之、 当村も不得心の振合なれ共、 其上村役人幷惣百姓呼出し、 強テ案 被二仰聞

P 7 6

けるハ当村至テ縄延て相見ゆる也、

然ハ微細に改を

請な ハ、 何 いかほど \mathcal{O} 高増 に可」成哉、 難い計、 兎角 此方より

先達而 願出 々 の増にても済へ 其儀ならバ供ニ申立

とらす 全体当国の義、 検地以来新開 切添え の改もなく

余ょ 歩ぶ の所数ヶ年作取にいたせしハ御料所だけ也、 私領

増永い な ならハ冥加銭と云事も可」有」之、 にて作リ来れる冥加のためと存、 れハ是迄の 上納可」致と被」仰け 宥免 有間敷也、 れ . ハ、 新田切添等是迄無年貢 百姓共申け 新田切添等之分に御年 古田高拾石ニ付永百文ツ、 る ハ神か仏の事

P 7 7

貢を増、 其上 古 古 田畑 高に冥加永差出シ侯義、こ でんぱた 得ぇ '御請仕

どもにつき益々疑心を起シ、 其侭に差置て次の村々へ廻られける、 過言を申懸ケ狼藉をも働クへき様子なれハ、 まじ、 \mathcal{O} ねさしとは成にけり 左様被||仰聞||候御役人様御家名承置た 色々悪評を云ひろめ、 郡中百姓共、 御役人中も l 抔と、 ケ様の 騒 Z 事

今度御役人方御廻村有り、 松森寄合之事 村々 田 畑御内糺シ之上、 三割五割 増

或 ハ古田高拾石に冥加永百文ツ 上納可」致段、 被二仰聞

趣を村 々聞伝 当地改の 件何共難二心得一、 是ハ江戸

を入、 御老中様ゟの二被仰出」にて 閏三月下旬郡中百姓共、 ハ有間敷キ抔と様々 小八賀郷と大八賀郷の境 上野 にうたが 11

御地改 松森と云所に寄合をぞ始ける、 の次第ハ、 新開切添 畑田成等之事と存、 扨さて 寄合評定之趣ハ今度 御請 印 いたし

候処、 検地 済無」之時ハ、 所詮立行成間敷なれ ハ濃州大垣戸田采女正様へ被二仰付」、元禄年中戌亥両年 古田畑にも御高増懸ル様子也、 江戸 . ハ 、 御奉行所へ願上可」申、 御代官所へ再応御願申上、 左き 一候 而 且又当国御 而 ハ、 御聞 困窮の百姓

甚難」心得」、是等の始末ハ直ニ大垣へ罷出、御窺ひ申上可」然 被…仰渡,候と、 次第に大勢にぞ成にける 抔と種々様々の評定也、 国中御検地相済、 ハ当国百姓永代の御朱印也、大切に取扱ひ可」申段 一同承知いたし居ル事也、 其時の被二仰渡」にハ今度御検地御水 斯而上野寄合数日に及ひ、 然ハ古田畑御改の一条ハ

Р 8 0

諸勧進断之事

て 三日夕仁、1

野会合の上評定しけるハ此度の願容易に可」済事に

難儀の上難義なれハ、願相済迄ハ諸奉加・禰宜・山伏の初穂金弐分ツヽ差出シ可」申、ケ様に物入出来に付てハ困窮の百姓 本山への志等一切差出ス間敷キに相定、寺々或ハそれぞれ瞽女・座頭幷乞食・非人等の手の内、且又御寄会金或ハ諸 あらす、しかれハ入用金多分差出シ候てハ叶まじ、先百石ニ付 \mathcal{O}

頭の方へ人ヲ以其趣を申伝へける、爰 に大沼村名主久左衛門・

P 8 1

され共毀しにも来らす、事しつまりて後、 族あしさまに云なし、既に居宅もこわすへきよしを申ける也、 名主治兵衛ハ、去卯年国分寺寄合の節にも遅参に及ひ寄合居け 御咎メもなかりしなりける、 今度も其心得にて触下村々絵図帳面 罷出ける故其時は る